

項 目	適合性検査を受検する届出事業者の工場又は事業場について
1 内容	<p>当社（A社）は、米国から浴槽を輸入し、国内で調達した電気ポンプ等を組み込んで浴槽用電気気泡発生器を完成させ国内販売を行うに当たり、電安法第9条第1項第2号で規定されている工場又は事業場における検査設備について、B社の所有する倉庫に賃貸契約を結んだ上で保管することを計画しています。当該倉庫には、職員は常駐せずに、製造及び検査を行う際に職員が出向きます。</p> <p>このような場合、当該特定電気用品についての同号に基づく適合性検査を受検することは可能でしょうか。</p>
2 回答	<p>電安法第9条第1項第2号に基づく適合性検査については、試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備について検査を行うものであります。</p> <p>御質問の場合は、検査設備を保管する倉庫を所有するB社と賃貸契約を結び、かつ、検査設備はA社の所有物であり、実質上A社の管理下におかれていると考えられることから、同号に基づく適合性検査を受検できると解釈をいたします。ただし、検査設備がA社によって適切に管理されていることを明らかにするため、賃貸契約、検査設備の校正記録といったエビデンスが必要となる他に、検査設備を保管する倉庫にA社の看板を掲げる等の対応をとってください。</p> <p>（理由）</p> <p>電安法第9条第1項第2号で規定されている届出事業者の工場又は事業場とは、安全性の確保の観点からは必ずしも届出事業者が所有している必要はないと考えられ、賃貸契約、検査設備の校正記録といったエビデンスで、検査設備が届出事業者によって適切に管理されていることが確認できれば、届出事業者が所有する工場又は事業場でなくても構いません。</p>